

第 8 期推進会議の進め方について

第 8 期推進会議 協議事項（案）

（１）条例の適切な運用について （２）条例の普及について

越谷市自治基本条例推進会議設置条例（抜粋）

第 2 条 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- （１） 自治基本条例の適切な運用に関する事項
- （２） 自治基本条例の普及に関する事項
- （３） 自治基本条例の見直しに関する事項

2 推進会議は、前項各号の事項について、市長に意見を述べることができる。

参考 1 第 7 期推進会議 報告書より抜粋・要約

Ⅲ ～条例の適切な運用について～

1 条例の運用に関する指標による検証

「参加」、「協働」及び「情報共有」の分野ごとに条例が適切に運用されているか検証を行った。

検証結果

- ①参 加 ：自治基本条例の適切な運用は“やや不十分”
- ②協 働 ：自治基本条例の適切な運用は“やや不十分”
- ③情報共有：自治基本条例の適切な運用は“概ね十分”

2 事業等のプロセスによる検証

「第 5 次総合振興計画」を対象に、策定プロセスにおいて、条例の内容が反映・遵守されているか、担当課への質疑等を交えながら調査・審議した。

検証結果

第 5 次越谷市総合振興計画 策定プロセスにおいて
「自治基本条例が“十分”適切に運用されている」

Ⅳ ～条例の普及について～

“自治基本条例の認知度は低い” 【令和 3 年市政世論調査結果】認知度：15.1%

意見

引き続き、条例を普及させることが必要である等の意見があった。一方で、条例自体が普及せずとも、参加や協働が市民生活に浸透していることが重要であるという意見もあった。

〔提案があった具体的な普及策〕

- ①ターゲットの絞り込み ②パンフレット・子ども版パンフレットの活用
- ③メディアの活用 ④イベントの活用

参考 2 第 7 期推進会議実績

回	日 程	議 事 等
2	令和 4 年 7 月	・ 条例の普及について
3	令和 4 年 10 月	・ 条例の普及について 等
4	令和 4 年 1 月	・ 自治基本条例の適切な運用について
5	令和 5 年 4 月	・ 第 5 次総合振興計画策定プロセスの検証について 等
6	令和 5 年 7 月	・ 第 7 期報告書(骨子)について
7	令和 5 年 10 月	・ 第 7 期報告書について 等